

IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社會支出の動向

金 明中

■ 要約

1997年11月IMFに緊急救済を申請してから韓国社会は企業倒産と失業、構造改革という渦に巻き込まれて大きな地殻変動を経験することになった。IMFによる高金利と緊縮財政、市場の完全開放政策などは財政基盤が劣悪な企業の連鎖倒産をもたらし、失業率も史上最高値を更新した。最近では、企業の構造改革と政府の積極的な労働市場政策によって失業率は通貨危機以前の水準まで下がったものの、労働市場では非正規労働者と有期雇用の増加、新規採用の減少など労働市場に弾力的に対応するために企業は雇用政策を大きく変更している。通貨危機以前、政府は企業や家計などに社会的責任を押し付けていた。それが通貨危機以降、既存の短期的な給付中心の生活保護制度から勤労連携(Workfare)の国民基礎生活保障制度へ、また部分的に実施していた国民年金制度から全国民を対象とする国民皆年金制度へと所得保障制度をより拡充した。医療保障部門では、医療保険組合の完全統合と強制的な完全医療分業を実施することによって、より充実し効率的な医療保険制度を目指した。経済協力開発機構(OECD)の社会支出統計からみると、韓国以外のOECD加盟国との国際比較上の特徴として社会支出が低いことと粗社会支出に占める私的社會支出の割合が高いこと、そして純社会支出と粗社会支出の間に大きな差がないことがあげられる。

■ キーワード

通貨危機、社会支出、粗社会支出、純社会支出、法定退職金、国民年金、国民基礎生活保障制度、医療保険、医療分業、雇用保険、寄付金

I はじめに

本稿は1997年の通貨危機前後の韓国の社会・経済的な変化と、公的および私的社會支出の動向に関する分析を実施することによって韓国の福祉水準の現実と今後の動向を検討する。

1997年11月IMFに緊急救済を申請してから韓国社会は企業倒産と失業、構造改革という渦に巻き込まれて大きな地殻変動を経験することになった。タイのバーツの暴落により始まったアジアの通貨危機は、大手企業中心の経済構造、政府・企業・金融機関の癒着と金融機関の不健全性が蔓延していた韓国社会を完膚なきまでに打ちのめした。IMFによる高金利と緊縮財政、市場の完全開

放政策などは財政基盤が劣悪な企業の連鎖倒産をもたらし、失業率も史上最高値を更新することになった。特に、企業は財政収支改善のために相対的に賃金が高い中高年齢層(その中でも低学歴者)をリストラの主な対象にした。政府の失業対策は若年労働者を中心として実施されたので、いわゆる中産階層(主に中高年齢層)は大きな打撃を被った。このような中産階層の崩壊に危機意識を感じた政府は、低所得者層に対する生活保護などの公的扶助の拡大と年金・医療保険などの全国民対象の社会保険を拡大・改正するなど勤労連携(Workfare)をメインとする「生産的福祉」政策を実施した。

韓国の社会支出水準は他のOECD加盟国に比

べてかなり低い水準であり、政府による公的社會支出より私的社會支出の役割と規模が相対的に大きい。この私的社會支出が、これまで公的社會支出に代替してきたと考えられ、今後予想される公的社會支出の増大がこうした私的社會支出にどのように影響を与えていくかが、今後の韓国の社會保障像を考える上で重要になってくると考えられる。

以下では福祉拡充期の韓国の社會支出を通貨危機以前と比較することによって、韓国の福祉政策の發展過程と社會支出の内訳が把握可能となり、社會支出統計における未計上の項目も発見可能となることが期待される。

II IMF体制以降の社會・經濟の動向

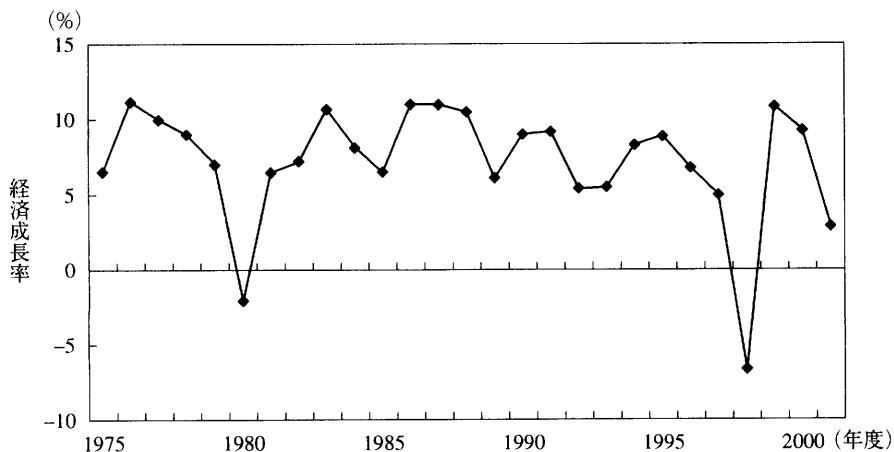
本節では通貨危機前後の社會・經濟における変化を、公表されているマクロデータを用いて比較・分析する。1980年から通貨危機が発生する以前まで年平均7.9%という高い經濟成長率を維持していた韓国經濟は、通貨危機の余波によって1998年にはマイナス成長(-6.1%)を記録することになる。韓国經濟史において經濟成長率がマイナスに落ち込んだのは、1979年の第2次オイルショック

ク(-2.1%)以降2度目のことで、經濟成長率の測定が始まって最も低い数値を記録することとなった(図1参照)。

このような經濟成長率の変化はGDPにも影響を与え1995年1万ドルを超え1996年には11,380ドルまで上昇していた一人当たりGDPは通貨危機以降の1998年には6,744ドルまで急落することになる。このようなGDPの急減は、家計の消費支出に直接的な影響を与え、基本的な食費、光熱費、医療費はもちろん、交通通信費、教育文化費などのすべての項目の支出を大きく減少させた。その後、景氣回復とともに家計の所得水準も回復し、2002年には一人当たりGDPが再び1万ドルを超えるようになった(図2参照)。

図3に示されている最近の消費動向を見ると、食料品と住居費などの基本的な生活にかかる支出は減っているのに比べて、交通通信費、娯樂費などのレジャー関連費用は増加しており、生活水準向上によって消費パターンが変わっていることがわかる。

また、通貨危機は金融市場にも影響を与え、年平均10%前後であった金融機関の貸出金利は1997年12月には最高25%まで上昇した。そして、



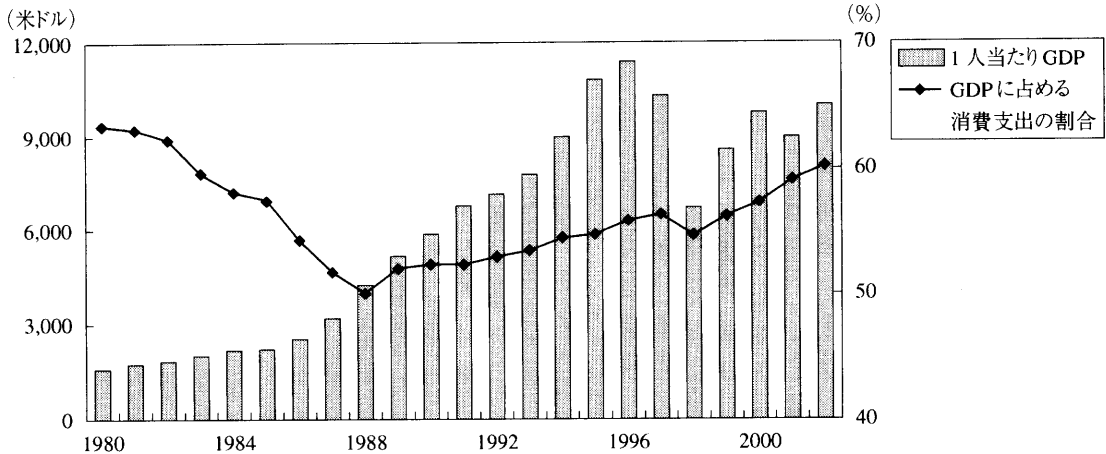
資料：韓国銀行 <http://www.bok.or.kr> より作成。

図1 通貨危機前後の經濟成長率の変化

1998年には従前の年平均を大きく上回る年13.39%を記録している。また、ウォンの大幅下落¹⁾は、エネルギー全体の97%を海外からの輸入に依存しており、エネルギー依存率が高い製造業と海外からの部品の輸入依存度が高い企業の経営をさらに苦しめた。一方、国内景気に対する不安

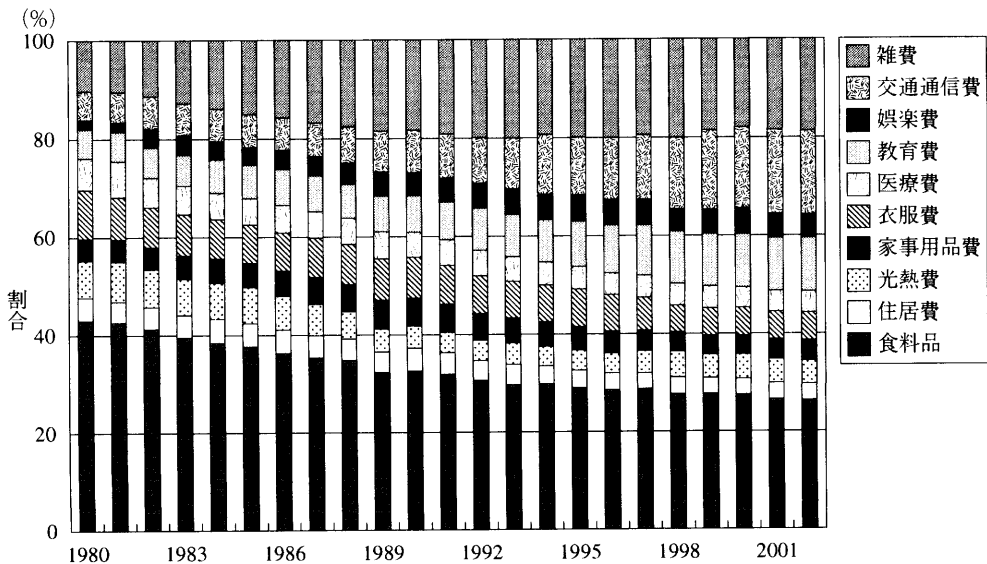
感と外国人投資家の株売りは株式相場を大きく引き下げ、個人破産が相次いだ。

金利の上昇と株価の下落は1970年代から0.1%前後の安定的な比率で推移してきた企業の手形不渡り率を大きく引き上げた。平均不渡り率は1997年12月には最高1.49%まで上昇し、同月の



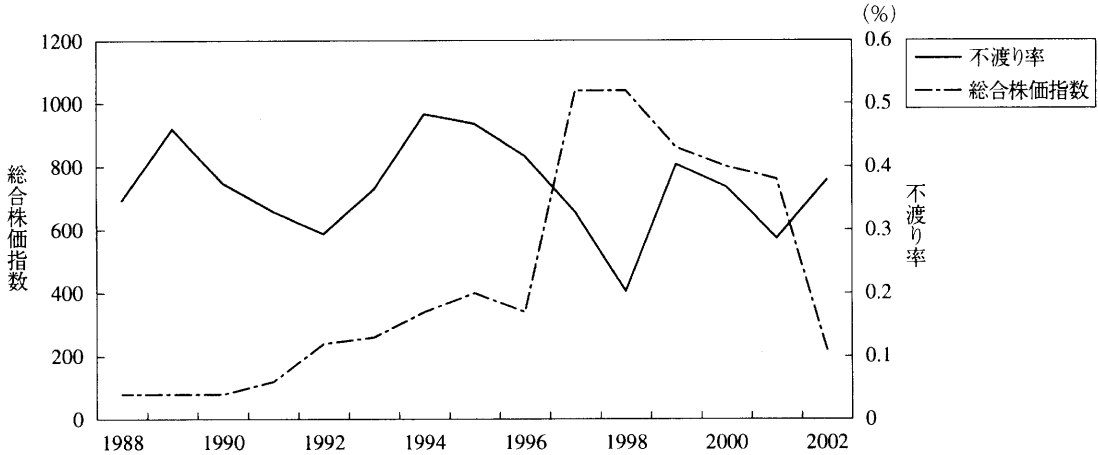
資料：統計庁『経済活動人口調査』より作成。

図2 一人当たり国民所得とGDPに占める消費支出の割合の推移



資料：統計庁『韓国の社会指標 2002』より作成。

図3 都市家計の目的別最終消費支出の推移



資料：韓国銀行 <http://www.bok.or.kr> より作成。

図4 手形不渡り率と総合株価指数の動向

表1 企業の新規・中途採用率の動向

	30人以上企業		大手企業		大手&ベンチャー	
	新規	中途	新規	中途	新規	中途
1995.10～1996.9	34.6	65.4	65.2	34.8	59.4	40.6
1997.10～1998.9	26.2	73.8	45.3	54.7	38.0	62.0
1999.10～2000.9	13.1	86.9	21.7	78.3	15.6	84.4
2000.10～2001.4	14.5	85.5	25.8	74.2	18.0	82.0

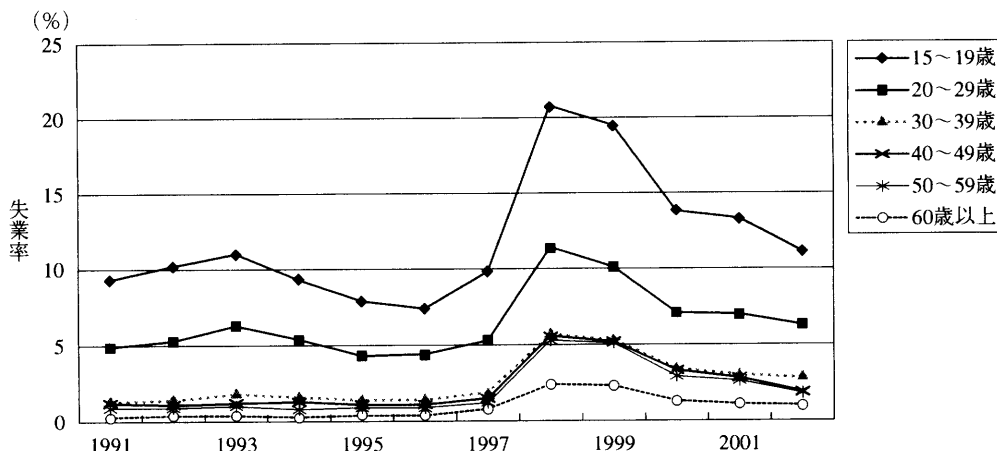
資料：Insoo Jeong (2002) 'Unemployment Schemes during the financial Crisis in Korea' *Labor in Korea*, Korea Labor Institute.

みで約3,200件の企業が倒産した(図4参照)。これは1995年(1166件)と1996年(966件)の月平均を大きく上回る数値である。

こうした金融市場の変化は通貨危機以降、企業の採用戦略を大きく変えた。企業は、新入社員の採用を縮小する代わりに、職務経験をもっている中途採用者の採用を優先するようになる。表1を参考として通貨危機前後の新規と中途の採用割合を調べてみると、大手企業を含むすべての企業で新規採用者の割合が減少しているのに対して中途採用者のそれは大きく増加していることがわかる。このように増え続けた中途採用者の割合は、景気が少し回復局面に入った2000年後半からは少し

下落しているが大きな変化は見られない。

図5は年齢階層別失業率を示しているが、15～19歳の年齢階層で最も高い失業率を、その次に20～29歳の年齢階層で他の年齢階層より高い失業率を示していることがわかる。失業率全体は通貨危機以前に年平均3.2%から1998年には6.8%に、1999年の第一四半期には8.4%まで上がり、失業問題は政府の最優先解決課題になった。このように労働市場が沈滞局面に入った理由は、大手企業をはじめとする企業倒産、相対的賃金が高い中高年齢層労働者に対する集中的なリストラ、ディスカレッジドワーカー²⁾の増加などがその主な原因としてあげられる。特に、失業は、単純労働、機械操作、事務職従事



資料：統計庁『経済活動人口調査』より作成。

図5 年齢階層別の失業率の動向

者などの高校以下の学歴階層で目立っており、その主な理由としてはリストラされた中高年者の大部分が高卒以下の低学歴者であることと、大卒者の増加と下向志願による低学歴者の就業機会の減少があげられる(リュギルサン 2000)。

通貨危機以降、政府の主な失業対策は短期的な失業手当の支給と公共事業を通じた一時的な仕事の提供であったが、1999年以降では既存の短期的かつ消極的な政策から失業者の就業能力向上と労働市場拡大によって労働力需要を増加させようとする積極的な労働市場政策に転換することになった(ナムチュンホ・リソンホ 2001)。

現在、景気回復によって失業率は通貨危機以前の水準まで下がったものの失業の長期化と賃金労働者全体の中に占める非正規労働者の割合増加がまた新しい社会問題として台頭して来ている。賃金労働者全体に占める非正規労働者の割合は1997年の通貨危機以降毎年増加しており、『経済活動人口調査—付加調査』では、55.7%、『韓国労働パネル』調査では23.5% (3次) となっており、定義と調査方法などによってさまざまな値が発表されているが、大体25%前後であるというのが一般的な議論となっている³⁾。

非正規労働者の増加要因としては、企業競争激化による人件費削減、市場の変化に弾力的に対応するための雇用の柔軟性、労働市場の柔軟性を確保することによって国際競争力を向上させようとする国の労働市場政策、仕事と余暇に対する労働者の価値観変化などがあげられる(チャンホンゲン 2001)。

2001年8月に実施された統計庁の『経済活動人口調査—付加調査』によると、非正規労働者の賃金水準は正規労働者の52.6%にとどまっており、正規労働者の場合、国民年金、医療保険、雇用保険などの法定社会保険の適用割合が各々92.7%、94.8%、80.0%であるのに比べて非正規労働者は19.3%、22.2%、20.7%で多くの非正規労働者が社会保険の適用から除外されていることがわかる⁴⁾。また、退職金とボーナスの場合も正規労働者は各々94.3%、93.1%の適用割合なのに対して非正規労働者は各々13.6%と14.0%となっている。

このような非正規労働者の増加は雇用と所得に対する不安感をより一層高めており、非正規労働者に対するセーフティネットの整備が求められている。

III 通貨危機以降の社会支出の動向

1 公的社會支出の動向

OECDは社会支出(Social Expenditure)を「公的あるいは私的給付であり、財政的な拠出を目標にしながら厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯の状況を向上させるための制度であるが、賃金などの個人給付と個人移転は含まない」と定義している。また、社会保険と公的扶助などの公的支出と法定退職金などの法定民間支出を合わせた社会支出に民間の自発的な給付を含んだものが粗社会支出である。これを簡単に整理すると〔式1〕のようになる。

〔式1〕

① 社会支出(Social Expenditure)

= 公的支出(Public Expenditure) + 法定民間支出(Mandatory Private Expenditure)

② 粗社会支出(Gross Social Expenditure)

= 社会支出(Social Expenditure) + 民間の自発的な給付(Voluntary Private Expenditure)

OECDは社会支出に対するデータと資料の効率的な管理のために、その分類体系を2003年から既存の13部門から9部門に統合した(表2参照)。

1996年12月に29番目の加盟国としてOECDに加入した韓国は、1997年からOECDに上記の定義と関連したデータを毎年提出している。ここでは韓国保健社会研究院の『韓国の社会支出推計：1990－1999』と『韓国の社会支出推計：1990－2001』を参考にしながら、通貨危機以降の公的支出の動向を社会保険と公的扶助制度の変化を中心として説明する。

OECDの資料(OECD 2001)を参考にすると、韓国において社会支出水準は他のOECD加盟国に比べて相対的に低い水準である。例えば、粗社会支出の場合、スウェーデンとデンマークが要素GDPの39.1%と37.4%、アメリカと日本が24.6%と16%の水準であるのに比べて、韓国はわずか12.3%にとどまっている。

その主な原因として次のような点があげられる。まず、一つ目の原因として、社会保険、特に、雇用保険と国民年金がまだ導入段階にあることである。雇用保険が1995年に、そして、国民皆年金が

表2 社会支出の新旧分類体系の比較

旧分類	新分類
老齡	老齡
失業	失業
住居	住居
保健	保健
遺族	遺族
積極的労働市場プログラム	積極的労働市場プログラム
障害	無能力関連：障害、労災、疾病、職業病
労災及び職業病	家族
疾病	その他
高齢者と障害者福祉サービス	
家族現金給付	
家族福祉サービス	
その他	

資料：OECD, 2003 Edition of SOCX Database—A New Structure, 2002.

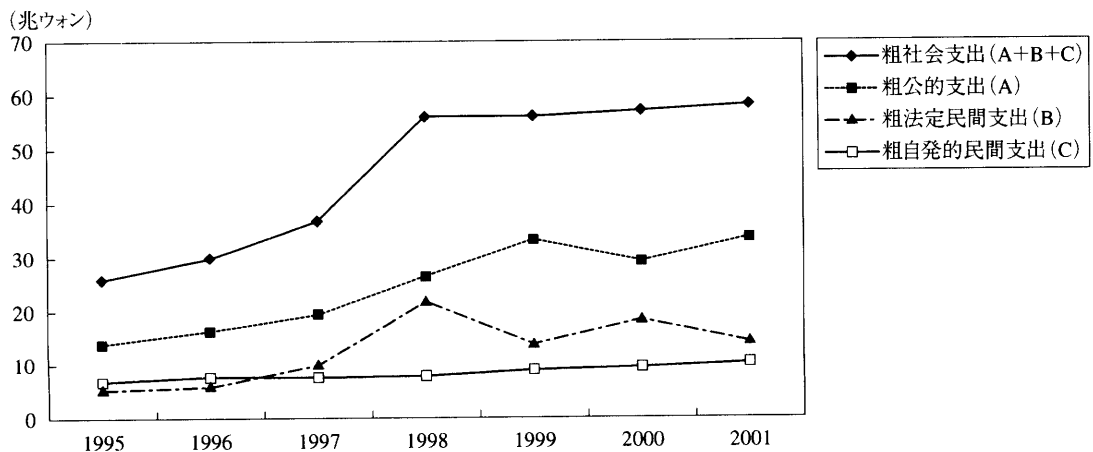
高敬煥 他(2003)『韓国の社会保障費推計：1999-2001』韓国保健社会研究院より再引用作成。

1999年に導入され、継続的に適用範囲を拡大しているが、老齢年金の給付は2008年から開始されるなどまだ完全給付が行われていないこと。二つ目は、朝鮮戦争以降経済成長中心の政策が実施されたこと。三つ目は1953年、朝鮮戦争の休戦以降、南北分断によって莫大な国防費が投入されたことである。予算全体の中で国防予算費が占める割合は最近に入って少し減ってはいるものの、まだ予算全体の約20%を占めている。今後の南北関係は国防費だけではなく社会保障および他の予算にも大きく影響を与えると考えられる。四つ目は儒教思想に基づいた家族と親戚の役割分担が大きいことがあげられる。つまり、数値上で表れる社会支出の規模は高くないが、社会支出の算出に含まれない家族などの寄与度を反映した場合、現在の水準よりはより高く評価されると考えられる。

図6は韓国における社会支出の動向を示している。全体的な粗社会支出は、調査が始まった1995年以降継続的に増加し、2001年には調査初年の2倍を超える57兆ウォンまで増加するなど、要素GDPの12.31%を占めている。その中で公的支出部門は、1995年の雇用保険の実施と1999年の国民皆年金の導入などの影響を受け継続的に増加

している。

そして、退職金などの法定民間支出は、1997年の通貨危機による労働者の早期退職とリストラなどによって一時的に急増したが、1999年には通貨危機以前の水準まで減少した。また小幅増加している自発的民間支出は1997年に多少減少傾向を見せてはいるものの、通貨危機以降、企業と宗教団体、そして、民間福祉団体などの社会支出に対する関心が高まることによって1998年からは再び増加している。このように、韓国における社会支出は毎年増加していて、老齢年金の完全給付が実施される2008年を前後として、急激に増加することが予想される。こういう状況の中で社会支出の最も大きい割合を占めている部門が失業手当で全体の29.6%を占めている。失業手当がこのように高い割合を占めている理由としては、法定退職金がこの中に含まれているからである。1995年に4兆9千億ウォンであった法定退職金は通貨危機が発生した1997年には9兆ウォンを超え、通貨危機の影響を受け企業倒産が続出し、リストラなどによって失業率が急上昇した1998年には21兆ウォンまで増加した。これは同年の粗社会支出の約39%に該当する数値で、老齢年金の完全給付が



資料：高敬煥 他 (2003)「韓国の社会保障費推計：1990-2001」韓国保健社会研究院。

図6 韓国における粗社会支出の変化

未実施な状況の中、老後の生活支援に対する公的な所得保障制度が不十分である韓国の退職金の役割を改めて示しているといえるだろう。景気が多少回復期に入り始めた1999年には退職金の給付額も13兆ウォンまで大きく減少したものの、老齢年金の給付額12兆6千億ウォンを上回る大きな規模であった。

通貨危機以降、特に、1999年を前後として既存の社会保障政策は大きな変化を迎えるようになった。所得保障政策として低所得者に対しては国民基礎生活保障制度(旧生活保護制度)を、現役世代には雇用保険制度を、定年退職者に対しては国民年金をそれぞれ拡大・実施した。また、医療保障政策としては被保険者保護側面では医療保険適用期間を拡大・実施し、運用・管理側面では医薬分業を実施し、医療保険組合を一つに統一した。次節以降、通貨危機以降の各社会保険制度の変化をより詳しく論ずる。

国民年金

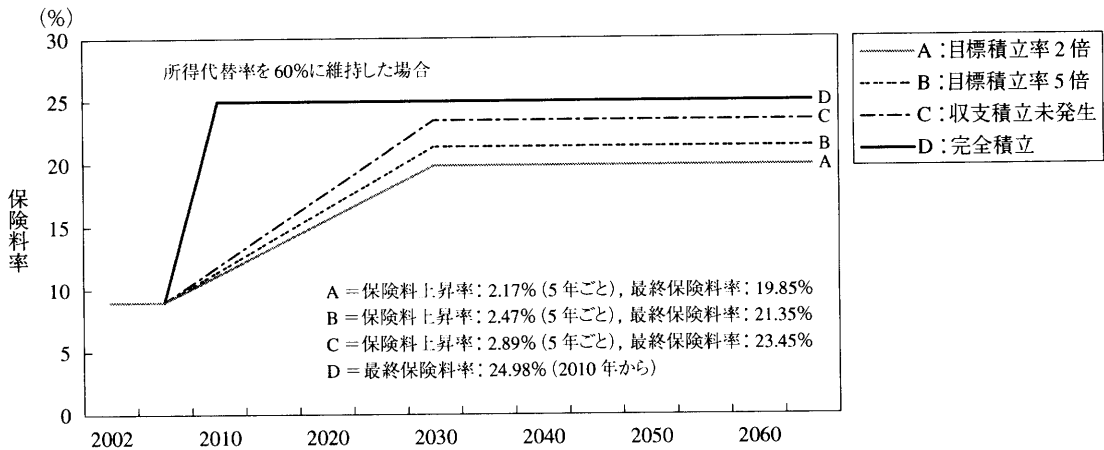
通貨危機以降、韓国の社会保障制度において最も大きな変化としてあげられるのが国民皆年金の実施である。1988年に10人以上の事業所を対象として施行された国民年金制度は、1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民および農漁村地域自営業者へ、さらに、1999年4月には都市地域自営業者9百万人を年金の対象にすることによって国民皆年金を実現するようになった。公的年金の加入年齢は18歳以上60歳未満であり、加入者数⁵⁾は1988年の443万人から1996年には783万人に、さらに2003年10月には1,706万人まで増加した。加入形態別に見ると自営業者などの地域加入者が993万人と全体加入者の58%を占めており、全加入者の性別割合は男性が65.9%、女性が34.1%を占めている。

年金の基本構造は報酬比例年金のみの1階建てで、財政方式は修正積立方式により運営されてい

る。保険料率は事業所に従事している労働者の場合は9%(1999年から、労使折半)を設定しているが、自営業者と農漁業、都市地域加入者の場合は、年金加入を積極的に奨励するため経過措置⁶⁾を適用している。また、1998年の年金改正は既存の70%であった所得代替率⁷⁾を60%に引き下げ、現在60歳になっている老齢年金の給付開始年齢も2013年から5年単位で1歳ずつ引き上げ、来たる2033年には65歳から老齢年金を支給するなど少子高齢化に対応するための財政安定化方案を実施している。また、同改正では、老齢年金の最低加入期間を15年から10年に短縮し、年金分割を導入するなど給付制度の改善も考慮された。

2003年の財政再計算では合計特殊出生率(中位推計 2050年:1.4)、平均寿命(2050年:男子79.95歳、女子86.24歳)、国際人口移動率(現在水準維持)などの人口統計学的要因による被保険者数の変化と物価上昇率(3.0%)、実質賃金上昇率(2002年:3.5%—2050年:2.0%)などのマクロスライド率の変化を考慮して将来の年金の財政収支を見通している。この計算によると、現在の保険料水準をそのまま維持した場合、2036年から給付額を含む総支出が保険料と運用利益で構成されている総収入より多くなって2047年には積立金が完全になくなるという結果をもたらす。したがって、積立金が完全に消滅する前に保険料を段階的に引き上げる必要があるという議論が現在活発になされている。

この議論の中で、自営業者の保険料率に対する経過措置が完全に終わる2009年までは現在の保険料率をそのまま維持し、2010年から2030年まで保険料を引き上げることが検討されている。図7は2003年の財政再計算の一例で、給付水準を現在の所得代替率60%に維持した場合、保険料引き上げ率と最終的な給付水準の所得代替率は四つの状況に分けられ、最終的にはスウェーデンのような固定保険料方式を導入するという構想を示



資料: 国民年金発展委員会 (2003)「2003年国民年金財政計算および制度改善方案」。

図7 財政目標別必要保険料率比較

している。上記試案以外にも所得代替率を50%あるいは40%まで引き下げることによって現役世代の保険料負担をより減免させようとする試案と税負担方式による基礎年金を新しく導入し2階部分は現在の所得比例方式を維持すべきであるという試案、また、現在の退職金制度を利用して企業年金を導入し、基本年金、所得比例年金、企業年金の3階建て構造の所得保障政策を実施し公的年金中心の構造から脱皮すべきであるという主張などさまざまな議論が行われている段階である。

最後に、現在、韓国の年金制度が抱えている問題点としてあげられるのが自営業者の所得把握が難しいことと保険料未納率が高いことである。自営業者の所得把握問題は1999年国民皆年金導入当時、既存の事業所加入者の平均申告所得が147万ウォンであったのに比べて、都市地域の新規加入者は87万ウォン(事業所加入者の57%水準)に過ぎず、保険料負担に対する不公平の問題が明らかになった。そこで、政府は自営業者などの地域加入者の所得を正確に把握し労働者との社会保険料および租税の不公平問題を迅速に解決する目的で社会保障審議委員会の議決によって国務調整室、保健福祉部、財政経済部、国税庁、企画予算

委員会など関連する8つの中央部署と市民・労働団体などが参与する「自営業者所得把握委員会」を新設したが、さしたる成果を得ていない状況である。また、2003年4月の事業所加入者の納付率が99.3%に達していることに比べて、自営業者を含む都市地域加入者の納付率は75.1%に過ぎず年金財政悪化の大きな原因になっている。

雇用保険

1995年7月に既存の失業保険制度を改正し、30人以上の事業所を対象として実施された雇用保険制度は通貨危機以降にその適用範囲を拡大し、1998年10月以降には1人以上のすべての事業所を対象に実施されることになった。雇用保険は2003年4月現在、81万の事業所を対象として実施されており、2002年末で賃金労働者全体の約50%、適用対象者⁸⁾の72%を被保険者として管理している。産業別には電気・ガス・水道事業、製造業と建設業などが被保険者の割合が高いことに比べて、サービス業と農漁業、運輸業、金融および保険業の加入率は相対的に低い。雇用安定事業と職業能力開発事業、そして、失業給付事業の三つの事業を実施している雇用保険は、通貨危機以降、企業倒産と

リストラによる失業増加が原因で1998年と1999年には支出額が保険料収入を一時的に上回ったが、1999年の保険料引き上げと2000年以降の景気回復によって雇用保険の財政収支は少しずつ改善されている。しかし、通貨危機以降、雇用保険の支出額が大きく増加したにもかかわらず、失業者全体の中で、失業手当を受領する、いわゆる失業手当受給者の割合は2002年現在わずか15.4%にすぎず、フランスの48.5%（2001年）、ドイツの43.6%（2000）、アメリカの37.3%などに比べるとかなり低い割合で、その適用範囲を見直すことが要求されている⁹⁾。受給率が低い主な理由としては、非正規労働者の雇用保険加入が制限されていることと失業手当が非自発的離職者のみに支給されたこと、そして、失業手当の給付期間が相対的に短いこと、労働力人口に占める自営業者と家族従事者の割合が高いことによって労働力人口に占める被保険者の割合が低いことなどがあげられる。

現在、雇用保険制度は事業主と労働者の保険料で財源が調達されていて、失業手当相当分に対しては労働者と事業主がそれぞれ収入の0.5%に該当する保険料を納付しており、さらに雇用安定事業と職業能力開発に対する保険料は事業主が全額負担している¹⁰⁾。しかし、60歳以降に新しく採用された者、65歳以上の者、1カ月間の所定労働時間が80時間未満である者、労働移動が頻繁な1カ月未満の日雇労働者は適用から除外されており、相対的に劣悪な労働条件に直面している彼らが失業状態になった場合、雇用保険の制度上ではどのような支援もできないということが現在韓国が抱えている大きな問題点である。したがって、日雇い労働者と臨時労働者を含む非正規労働者の保険加入を企業側に積極的に打診しているが、今後、雇用保険だけではなくほかの社会保険料の引き上げも予想されることから、どうやって企業側の負担を最小限に維持しながら非正規労働者のセーフティネットを構築していくかが最優先課題で

あるといえるだろう。

国民基礎生活保障制度

2000年10月から施行された国民基礎生活保障制度は、従来の生活保護制度の問題を改善するため、働く能力がある受給者の場合は条件付き受給者と指定し、基本的な生活保障と雇用政策¹¹⁾を適切に組み合わせて提供する勤労連携(Workfare)中心の公的扶助を志向している。また、従来の生活保護制度の年齢基準などを撤廃し、貧困状況と扶養義務者基準に基づいて受給者を選定するように制度を改定した。既存の生活保護法を代替した国民基礎生活保障法は、政府の「生産的福祉理念」と市民団体、政党、政府など全国民的合意によって1999年9月7日その法案が制定され、1年間の準備期間をかけて2000年10月1日から実施されている。この制度は、絶対貧困層の基礎生活を保護し、総合的な自立自活サービスを提供する生産的福祉を追求している。「生産的福祉」は強者中心に編成されている分配構造の改善、所得再分配の達成を志向している。つまり、生産的福祉は、全体国民の生活の質を向上させることと、公的な福祉政策を自立と自活を促進させる生産的方向で再構築することを目的としている。

国民基礎生活保障制度実施以降、緊急時に優先的に給付する緊急給付と住居安定のための住居給付を生計給付から分離し新しく導入・実施した。住居給付の場合、世帯規模によって給付額は多少差があるが、一般住居給付額の場合、1～2人世帯は3.2万ウォン、3～4人世帯は4.1万ウォン、5～6人世帯は5.4万ウォンを支給している。

表3には、国民基礎生活保障制度が施行されてから2年が過ぎた時点での主な変化内容が示されており、生計費支援対象者数をはじめとするすべての項目で対象者および給付額などが増加していることがわかる。その中で最も目立つ増加を見せている項目が自活後見機関の増加で、2000年10

表3 国民基礎生活保障制度施行2年の変化

	施行以前	2002年10月	増加率
生計費支援対象者	54万人	139万人	2.57倍
現金給与(4人世帯基準)	531,000	871,000	1.64倍
現金+現物給与水準	739,000	1,222,000	1.65倍
基礎生活保障関連予算	1兆8,479億	3兆3,819億	1.83倍
自活後見機関	20箇所	175箇所	8.75倍
社会福祉専門担当公務員	4,200人	7,200人	1.71倍

資料：韓国保健福祉部 基礎生活保障審議官室公表資料(2002年9月30日)。

月以前には20カ所に過ぎなかったのが、2002年8月には175カ所に、さらに、2003年には209カ所まで増加した。

国民基礎生活保障制度の給付対象者を選定するのに主要な基準になる最低生計費¹²⁾は主にマーケット・バスケット方式¹³⁾に基づいて推定されており、2003年の4人家族の最低生計費は102万ウォンと推計されている¹⁴⁾。最低生計費以下の貧困率は1996年に3.25%であったのが通貨危機以降の2000年には5.37%に上昇した(ソクゼウン・キムテワン2002)。また、図8に示されているように所得分配の不平等を表すジニ係数¹⁵⁾も通貨危機以降、大きく上昇するなど所得不平等度はますます高まっている。

国民基礎生活保障制度の実施は、給付額と適用対象を拡大することによって低所得者の生活を通貨以前より安定させたという点では高く評価できるが、まだ解決すべき課題もたくさん残っている。その中で最も迅速に解決すべき点としてあげられるのがモラルハザードの予防と制度の死角地帯の解消である。つまり、現在実施されている国民基礎生活保障制度が、給付期間を制限していないことは受給者の自活意志を喪失させ、モラルハザードが発生しやすい恐れがある。このような現状を防止するためには、生産的福祉を達成するための自活福祉プログラムをより拡充させ、給付対象者を労働市場に移動させるべきである(チェスクヒ2000)。また、二番目は、最低生計費、扶養義務者

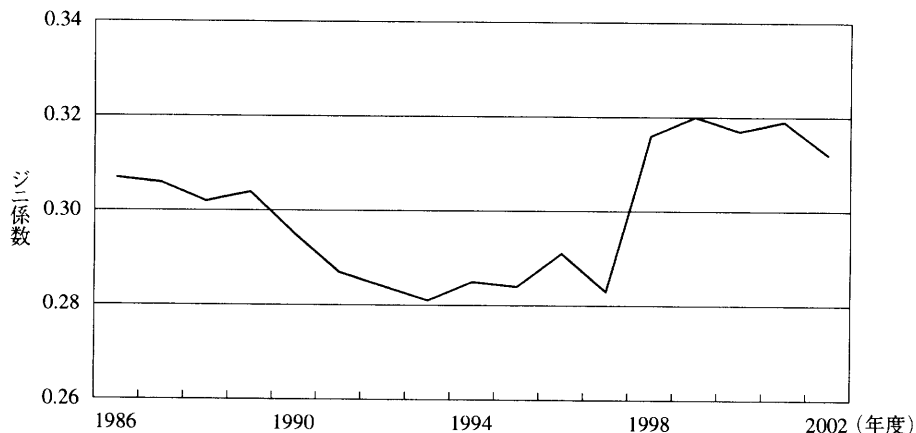
基準、財産の所得換算率などが原因で受給者の条件を満たしているにもかかわらず、受給者に認定されていない、いわゆる制度の死角地帯に位置している貧困層に対する対策案を迅速に樹立することである。現在、このような制度の死角地帯におかれている最低生計費以下の貧困層は約189万人¹⁶⁾に達していると推計されている。これらの解決案としては、現在の中小地域中心の最低生計費を地域、世帯類型、世帯規模中心に変更する案と扶養義務者範囲の縮小、そして財産所得換算率を現水準より低くする案などが検討されている(金美坤2003)。

医療保障制度の改善

現在、韓国で実施されている医療保障制度としては社会保険制度の医療保険制度と一定所得以下の低所得層に対する公的医療扶助制度である医療給付制度があげられる。

まず、通貨危機以降の医療保険制度の大きな変化としては医療保険組合の統合と医薬分業の実施があげられる。

1963年に医療保険法を制定した韓国政府は、その普及率が予想を下回ると、1970年に既存の任意加入方式を強制加入方式に改正し、1977年から500人以上の大手企業を対象に強制加入方式の医療保険制度を実施する。その後、1979年には公務員および私立学校の教職員を対象とする「公務員および私立学校教職員医療保険管理公団」を



資料：統計庁（2003）『都市家計年報2002』。

図8 韓国におけるジニ係数の変化

設立し、1981年にはその適用範囲を100人以上の事業所まで広げた。さらに、1988年1月には農漁村地域、1988年7月には5人以上の事業所までその適用範囲を拡大し、ついに1989年7月には都市地域自営業者まで含む国民皆保険を実施することになる。このように適用範囲などを拡大する過程で医療保険組合を統合すべきであるという意見と現在の組合方式を維持すべきであるという意見が20年以上対立するようになる。両意見とも2大原則である効率性と公平性に基づいてその合理性が主張されたが、結局、統合論の主張が受け入れられ、医療保険制度の統合作業に着手することになる。統合論者が主張する医療保険組合の統合目的としては、管理運営費の節減によるサービスの質的向上、既存の一貫した治療中心の医療サービスから脱皮した、リハビリテーションと予防中心の包括的なサービスの提供、そして、負担の公平化による所得再分配の強化などである。1997年12月31日「国民医療保険法」が制定され、1998年10月には今まで独立的に管理・運営されてきた227カ所の地域医療保険組合と「公務員および私立学校教職員医療保険管理公団」が「国民医療保険管理公団」という一つの組合に統合された。さ

らに、2000年7月1日には「国民医療保険管理公団」と142カ所の職場組合を一体化した「国民健康保険公団」を作って医療保険組合の完全統合が実現された。

このような医療保険組合制度の統合に対する評価は、まだ、時期尚早とはいえ、次のような点があげられる。まず、巨大な組織のスリム化である。統合以前397カ所であった医療保険関連機関（組合と機関を含む）は、統合以降215カ所（本部、6つの地域本部、223カ所の支社、12カ所の出張所）に減って37%の減少率を見せた。また、統合以前15,036万人であった公団内部職員の数は統合以降10,716万人に28.7%減少した。特に、公団の総支出に占める管理運営費は、統合以降、毎年減り続け、統合以前の1997年の8.8%から2001年には4.4%まで大きく減少し財政の健全化にある程度寄与したと判断される。しかし、公団施設数の縮小による公団訪問者の待機時間の増加および人員削減による公団内部職員の業務過重化など残っている課題はまだ多い。

通貨危機以降のもうひとつの医療改革制度である医薬分業制度は1994年の「薬事法」改正を経て、2000年8月に強制的な「完全医薬分業」方式で実

施された。しかし、既存の薬価差益などの利権を失うようになった医師団体の4回にわたるストライキによる病院の一時休業などは国民を医療空洞化の状態にあらしめ、医薬分業に対する国民の不信感はますます強くなったのである。政府側が医師団体の反対と国民の非難を甘受しながらなおも医薬分業を強行した理由としては医薬品の誤・乱用の防止による国民健康の向上と薬剤費の削減という名目上の目的以外に、医療・薬剤部門の取引を透明化することによる税収の増大と薬剤費削減による医療保険の財政負担軽減という実質的な目的が含まれている。

医薬分業実施以降の、最も大きな変化としては抗生剤などの医薬品の使用量が顕著に減少したことである。韓国保健福祉部が医薬分業実施2周年を記念して発表した「医薬分業2周年成果」によれば、全診療件数に占める抗生剤と注射材の品目数は実施以前の0.9個と0.77個から実施以降にはそれぞれ0.7個と0.58個に減少した。また、人口1000人が一日に使用した平均医薬品量をWHOの一日使用量算出基準であるDDD(Defined Daily Dose)単位で分析した研究調査は、1999年に30.8DDDであった抗生剤の使用量は2002年には17.0DDDに大幅減少したことを示している。このような研究調査でわかるように医薬分業は、医薬品の誤・乱用を防止するにはかなり効果的であったものの、今後、増加する高齢人口の診療件数増加による医薬品の使用増加と高価医薬品の医療保険適用問題などに対する迅速な解決策が求められている。

最後に、一定水準以下の所得層に対して国と地方自治団体の財政(国：80%、地方自治団体：20%)で医療を提供する医療保険制度は国民基礎生活保障制度の実施以降、医療給付制度と改称された。医療給付制度の適用対象者数は通貨危機以前よりは多少減少し、2002年現在全体人口の約3%に当たる142万人に達している。医療給付

対象者は、勤労能力有無によって1種と2種対象者に分けられるが、通貨危機以降には勤労能力がない高齢者などが属している1種対象者が継続して増加している傾向である。このように医療費全額を国と地方自治団体が支払う1種対象者の増加は医療保護制度の財政支出を大きく増加させ、通貨危機以前(1996年)5,363億ウォンであった総診療費は2001年には3.5倍も増加した1兆9千億ウォンに達しており、年平均30.2%の増加率を示している。対象者選定課程でのトラブル発生と保険料未納などで医療保障の死角地帯に位置している人々をどのように救済するのが今後の課題である。

2 私的社會支出の動向

既に言及したように韓国の公的社會支出は、韓国の特殊な状況により、他のOECD加盟国に比べてかなり低い割合を維持してきた。長い間、韓国において社会保障政策は、最低生計費以下の生活をしている一部のわずかな人々に対して医療と所得を提供する公的扶助を中心に行われてきた。しかし、制約されている財源で、最低生計費以下の生活をしているすべての人々を支援することは不可能なことであり、結局、政府は政府の届かない部分を家族、企業、宗教団体などの民間に任せてきた。その主な内訳としては、家族と親戚による高齢者の介護と生活費支援、企業による法定退職金と寄付金、そして、宗教団体による児童福祉施設、老人福祉施設などの運営などがあげられる。

私的社會支出は法定民間支出と自発的民間支出に分けられ、前者としては労働者の有給疾病休暇給付、産前産後分娩給付、法定退職金などが、後者としては企業の寄付金、宗教団体および慈善団体の移転支出、社会福祉共同募金などがあげられる。先述したように、この中で最も大きな割合を占めているのが法定民間支出部門の法定退職金であり、特に、通貨危機の余波によって早期退職

などの退職者が急増した1998年には粗民間支出の97%、粗社会支出の38%を占めた。このように法定退職金は国民年金の老齢給付が完全に実施されていない韓国において老後所得保障の主な手段であった。

韓国における退職金制度は1953年の勤労基準法第28条によって退職者に対する所得保障を目的に導入され、1961年に法定制度として確立した。勤労基準法は「使用者は継続勤労年数1年に対して30日分以上の平均賃金を退職金として退職する労働者に支給できる制度を設定すべきである。ただし、勤労年数が1年未満である場合は適用されない。」(勤労基準法第34条1項)と退職金制度を規定している。また、同法は第2項に「第1項の退職金制度を設定するのにおいて一つの事業内に差等制度をおいてはならない。」と規定している。また、第3条項は1997年の改正を通して、「使用者は労働者の要求がある場合は第1項の規制にもかかわらず労働者が退職する前に、労働者が今まで継続して勤労した期間に対しては退職金を事前に精算して支給することができる」と規定している。このような勤労基準法を基にして、企業は、社内規定として退職金規定を設置し勤続年数によって退職金を支給している。しかし、この制度は、企業が倒産するとか、企業の財務状況が大きく悪化している場合には退職金をもらえないという危険性を持っている。また、勤労基準法は退職金制度を強制してはいるが、退職する労働者に支給される退職金に対する積立準備金およびその管理については規定していない。このような退職金制度の受給権を保護するために、退職金債権優先返済制度と退職保険制度および団体退職保険制度が新設されて実施されている。

社会支出の規模面で法定退職金ほどではないが、民間の社会支出の重要な役割を担当しているのが企業と宗教団体などの自発的民間支出部門である。

企業の社会貢献活動は、経済発展期の1970年代以降に始まり、初期には主に奨学事業に偏っていたのが、1990年代以降には社会福祉部門を中心として医療福祉事業、文芸振興事業、地域事業支援事業、社会開発事業などにその活動範囲を拡大している。全経連(全国経済人連合会)が2000年に実施した『主要企業の法定準租税負担実態分析』を参考とすると、1998年に営業利益の1.52%を占めていた企業の寄付金は1999年には2倍以上の3.18%にまで急増した。また、「企業の社会貢献活動実態調査結果」¹⁷⁾によると、調査に回答した193件の企業の2000年の平均的な寄付関連支出金額は6,710億ウォンで、企業の平均的な支出金額は34億ウォンに達していることがわかる。この中で現金寄付が90.2%を占めており、それ以外に現物寄付、社員参加、施設開放などの社会活動が行われていた。寄付現況を分野別に調べてみると、教育分野への寄付額が約4,747億ウォンで最も多く全体寄付金額の70.8%という高い割合を占めていた。そして、地域・社会発展分野と社会福祉分野がそれぞれ619億ウォンと356億ウォンで9.2%と5.3%の割合を占めていた(図9参照)。

企業規模による分野別寄付金額の割合を見ると、売上1兆ウォン以上の企業は教育分野(75.5%)に対する寄付が目立っている。一方、売上1兆ウォン未満の企業は、教育分野と奨学・学術分野と社会福祉分野に均等に寄付を行ってきた。しかし、最も企業の参加が多いのは、社会福祉分野で全体企業の79.8%が参加しており、それに続いて地域社会発展分野(48.2%)、奨学・学術分野(46.1%)への参加が多かった。

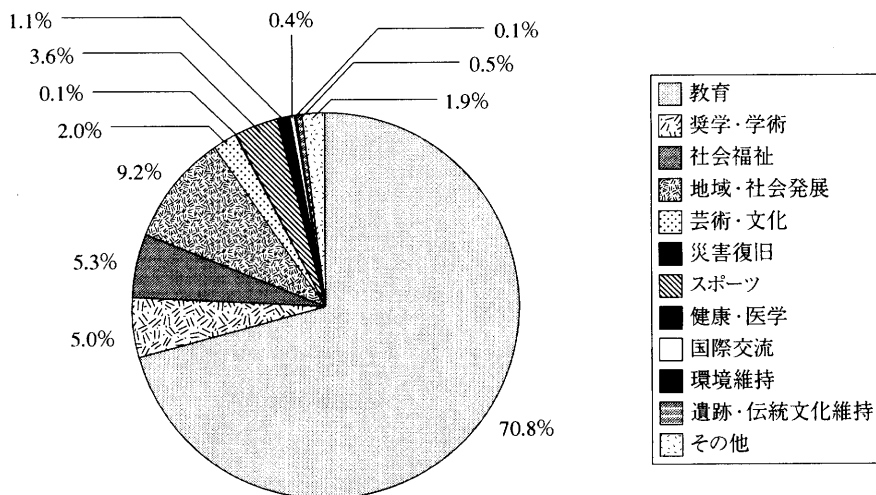
このように、企業の社会貢献活動が貧民救済から研究活動支援にいたるまで多方面にかけて行われていることに比べて宗教界の社会活動は社会脆弱層を対象とする施設運営と食事提供などの現物給付、そして、就業および副業斡旋を中心として実施されている。韓国における人口に占める

宗教人口の割合は1999年調査によれば53.6%で、その中で仏教人口が49.0%で最も大きな割合を占めており、プロテスタントが34.7%、カトリックが13.0%、儒教が1.2%の順である。宗教人口全体の中で仏教、プロテスタント、カトリックの人口が占めている割合は96.7%で。韓国の宗教は大きく分けてこの3大宗教に再編されていると言えるだろう。

韓国保健社会研究院の研究調査¹⁸⁾によると最も活発に社会福祉に参加している宗教団体はプロテスタントであり、461カ所の社会福祉施設法人を運営している。その主な運営分野は児童福祉施設が23.2%で最も多く、その次が老人福祉施設(11.0%)と青少年福祉施設(7.6%)であった。韓国における宗教団体の社会福祉活動はまだ初期段階にあり、継続性に欠けているなど、その実施規模はまだ微々たるものである。今後、民間のより積極的に自発的な参加を誘導するためには、社会支出に対する租税優遇措置を拡大するなどより包括的で多様な支援策が要求される。

3 純社会支出

今までの社会支出分析は一国の社会支出の規模を測定する基準として、社会保険、公的扶助、社会福祉サービスなどの公的部門に法定退職金などの法定社会支出、そして、企業と宗教団体などの自発的社会支出を合計した、いわゆる、粗社会支出が使われた。しかし、国別に異なる租税政策が実際の粗社会支出に影響を与えるため、既存の粗社会支出だけではより正確な社会支出の規模を把握することが難しいことに気付いたOECDは、租税の影響を加味した純社会支出(Net Social Expenditure)に注目し始めた。つまり、純社会支出とは、既存の粗社会支出(粗公的支出+粗法定民間支出+粗自発的民間支出)に社会的目的を達成するための租税優遇(Tax Breaks for Social Purposes)項目に相当する支出を加算して、ここに、公的支出あるいは法定民間支出に対して課された直接税、間接税などを減算した実質的な社会支出の計算方法である。〔式2〕の租税優遇項目の内訳としては、障害者用医療用具に対する輸入関税の



資料：孫元翼(2002)「企業の社会貢献活動実態調査結果」。

図9 企業の部門別寄付金現況

表4 要素GDPに占める粗社会支出と純社会支出の動向

(要素GDP対比%)

国	年度	粗社会支出(A)	純社会支出(B)	差(A-B)
韓国	1997	9.33	9.28	0.05
	1998	14.26	14.02	0.24
	1999	13.34	13.19	0.15
	2000	12.64	12.64	0.00
	2001	12.31	12.41	-0.10
日本	1997	16.00	15.70	0.30
アメリカ		24.60	23.40	1.20
カナダ		25.50	21.80	3.70
イギリス		28.00	24.60	3.40
フィンランド		34.80	25.60	9.20
デンマーク		37.40	27.50	9.90
スウェーデン		39.10	30.60	8.50

資料：高敬煥 他(2003)『韓国の社会保障費推計：1999-2001』韓国保健社会研究院より作成。

減免、障害者用自動車に対する免税、非営利法人に対する財産税減免、勤労所得控除(高齢者、障害者、母子世帯など)、企業の社会支出に関する法人税減免などがあげられ、租税負担項目としては、粗社会支出に対する所得税と法人税などの直接税と付加価値税、特別消費税、酒税、関税などの間接税、そして、年金受給者が負担する医療保険料などの社会保険料などがあげられる。

[式2] 純社会支出 = 粗社会支出 + 租税優遇項目の算定額総計 - 租税負担項目の算定額総計

韓国における純社会支出は継続的に増加しているものの、要素GDPに占める割合は法定退職金の給付が一時的に増加した1998年を頂点として減少している。2001年の純社会支出は58兆7千億ウォンで要素GDPの12.41%に該当する。これは同年の粗社会支出(58兆2千億ウォン、要素GDPの)をむしろ0.1%上回っていて他のOECD加盟国の純社会支出が粗社会支出を大きく下回ることはかなり対照的である。つまり、社会支出が大きいスウェーデンとデンマークがそれぞれ8.5%

と9.9%、さらに、相対的に社会支出が低いアメリカと日本がそれぞれ1.2%と0.3%で、粗社会支出より純社会支出が低い数値を示していることに比べると韓国の状況はかなり例外的である(表4参照)。

その主な理由としてはOECD加盟国の中で韓国の粗社会支出に課される税制は最も低く、租税優遇措置は相対的に高いことがあげられる。2001年に粗社会支出に賦課された課税額は粗社会支出の2.6%であったのに対して、租税優遇項目の算定額は粗社会支出の3.5%で社会支出に対する課税措置よりは租税優遇措置を優先していることがわかる¹⁹⁾²⁰⁾。

IV 結論

本稿では通貨危機以降の韓国の社会・経済の変化と社会支出の動向を分析した。

1997年末に韓国を襲った通貨危機は、韓国の公的社會支出を変える起爆剤としての役割をした。既存の所得保障政策である雇用保険と国民年金、国民基礎生活保障制度が拡大・実施され、医療保険制度は医療保険組合を統合し、医薬分業を実

施するなどより充実で効率的な医療保険制度を目指した。一方、私的社會支出は、通貨危機直後、企業倒産とリストラなどによって法定退職金が急増するなど一時的には粗社會支出の38%水準であったものの、現在は、若干減少傾向であり、むしろ、企業の寄付金などの自発的な民間支出が継続的に増加している状況である。

社會支出が低いことと粗社會支出に占める私的社會支出の割合が高いこと以外にもうひとつ韓国の社會支出の特徴としてあげられるのが純社會支出と粗社會支出の間に大きな差がないことである。その理由としては、韓国における社會保険の給付額に対する直接税などの課税率が他のOECD加盟国に比べて低いため、租税優遇項目に対する算定額と租税負担項目のそれがほぼ一致していることがあげられる。

今後、急速な高齢化と老齡年金の完全給付などによって社會支出の急激な増加が予想され、現役世帯には大きな負担になるとと思われる。したがって、社會保険を中心とする公的支出の拡大政策のみならず、企業の寄付金など民間の社會支出に対する租税優遇措置をより拡大・実施することによって民間の自発的な参加を誘導すべきである。

注

- 1) ウォンの対ドル相場は、通貨危機以前1ドル800ウォン台から通貨危機以降、一時は1700ウォン台まで切り下げられた。
- 2) 就業意欲喪失者あるいは求職意欲喪失者 (discouraged worker)：不況により就職の可能性が低いと判断し就職活動をあきらめた労働者、あるいは労働条件が合わず一時的に就職活動をしていない労働者で統計上は非労働力人口に計上される。韓国では「失望労働者」と呼ばれる。
- 3) 両調査の間でこのように大きな差が発生する理由として、長期臨時労働者の概念規定があげられる。長期臨時労働者とは、従事上の地位は臨時職であるが、現在の職場で1年以上継続して勤務している労働者をいう。つまり、長期臨時労働者を正規労働者とするのか否かによって非正規労働者の割合に差が発生

するのである。また、統計庁の『經濟活動人口調査』では退職金、賞与金、諸々の手当をもらっていないと回答した場合、非正規労働者と見なしていて、相対的に高い割合となっている。

- 4) 統計庁(2002)『經濟活動人口調査—付加調査』、『韓国労働パネル』2次年による社會保険加入率は『經濟活動人口調査—付加調査』より相対的に低い割合を示している。

	国民年金	医療保険	雇用保険
正規職	67.3%	70.4%	64.2%
非正規職	10.5%	11.0%	10.4%

- 5) 賃金労働者と自営業者が加入している国民年金と、公務員年金、私立学校教職員年金などを含む。
- 6) 初期段階の2000年6月まで3%を適用した保険料率を2000年7月からは毎年1%ずつ引き上げ、2005年7月以降には9%まで上方調整する。
- 7) 平均標準報酬に対するモデル年金額の割合。
- 8) 適用対象者 = (賃金労働者) - (家事サービス従事者) - (公務員) - (私立学校教職員年金加入者) - (1ヶ月未満の日雇い労働者) - (65歳以上の高齢者) - (週18時間未満の労働者) - (5人未満の事業所労働者)。
- 9) フランス：林雅彦・高津洋平(2003)。その他の国：リュギルサン 他(2002)。
- 10) 事業主は雇用安定事業に対しては0.15%の保険料を納付しており、職業能力開発事業に対する保険料は事業体の規模によって異なり、150人未満の企業は0.1%、150人以上1,000人未満の企業は0.5%(ただし、優先支援対象企業は0.3%)、1,000人以上の企業は0.7%の保険料を納付している。
- 11) 職業訓練、公共事業、自活共同体創業、ボランティア活動参加などを条件として生計費の不足分を支給し受給者の勤労意欲喪失とモラルハザードを防ぐために積極的に勤労活動に参加する者に対しては所得控除などの勤労誘引政策を実施している。
- 12) 最低生計費は国民基礎生活保障制度の対象者を選定し給付水準を決定する基礎資料として使用する同時に貧困および失業対策、最低賃金と各種社會保険の給付水準を決定するのにも参考資料として使われている。
- 13) 1899年 Rowntree がイギリスの York 市の貧困を測定するのに初めて使用。

$$Poverty\ line = \sum X_i P_i$$

X_i = 必需品 P_i = 必需品の価格

なお、マーケット・バスケット方式は以下の式により計算されている。

$$PL_{ijt} = PL_{ijt-1} \times (1 - P_{i-1})$$

PL_{ijt} : i 地域 j 世帯規模の t 年最低生計費

PL_{ijt-1} : i 地域 j 世帯規模の $t-1$ 年最低生計費

P_{t-1} : $t-1$ 年消費者物価上昇率

- 14) この推計値は1999年に計測された値に消費者物価上昇率を考慮して推計された値である。物価上昇率は2000年だけを0.35%に設定し、他の年はすべて0.3%に統一した。

15)

$$GINI = \frac{1}{\mu^2} \sum_i \sum_j |y_i - y_j|$$

y_i = 世帯の所得

μ = 全世帯の所得平均値

n = 世帯数

- 16) 金美坤「ハンギョレ新聞」2003.8.3.
 17) 孫元翼「企業の社会貢献活動実態調査結果」2002。調査対象：全経連会員社などの一般企業193個の企業が応答、売上基準1,000億未満：73個企業 1,000億以上：120個企業
 18) 金美淑 他(1999)『宗教系の社会福祉法人および非法人現況』韓国保健社会研究院。
 19) 高敬煥 他「韓国の社会福祉支出推計1990-2001」韓国保健社会研究院, 2003。
 20) ヴイレム・アダマ「純社会支出」訳：勝又辛子・山田篤裕, 2002。これに関連してアダマはデンマークとオランダの場合、給付への課税により租公的社會支出の25%が国庫に還元されていることに比べ、日本、アメリカ、イギリス、オーストリア、アイルランドは5%未満が、チェコと韓国は無視できるほど小さいと報告している。

参考文献

<韓国語>

- 金美坤 2003 「基礎保障死角地帯解消案」『保健福祉フォーラム』84号
 李儀卿 2003 「抗生剤使用量および耐性率の変動様相分析」『保健福祉フォーラム』77号
 ソクゼウン・キムテワン 2002 「貧困および所得分配動向:1996-2001.第2四半期」『保健福祉フォーラム』74号
 バンハナム 2002 「退職金制度改善および企業年金制度導入方案」退職金制度改善および企業年金制度導入法案討論会発表資料, 韓国労働研究院
 高敬煥 他 2002 『韓国の社会保障費推計:1990-1999』韓国保健社会研究院
 高敬煥 他 2003 『韓国の社会保障費推計:1990-2001』韓国保健社会研究院
 金美淑 他 1999 『宗教界の社会福祉活動現況と活性化法案研究』韓国保健社会研究院

- 孫元翼 2002 「企業の社会貢献活動実態調査結果」統計庁 2002a 『韓国の社会指標』
 統計庁 2002b 『経済活動人口調査』
 統計庁 2003 『都市家計年報2002』
 労働部 2002 「非正規職実態分析」政労使委員会非正規労働者対策特別委員会報告資料
 全経連 2002 『企業社会貢献白書』
 韓国労働研究院 2003 『KLI労働統計』
 韓国労働研究院 2001 『開院13周年および雇用保険6周年記念雇用保険制度発展方向に関する国際シンポジウム』
 韓国経済研究院 1999 『IMF経済危機1年半評価と課題』ソウル社会経済研究所 1999 『IMF管理以降の韓国の経済政策』
 リビョンヒ・ボンゼホ 2001 「経済危機以降の貧困構造分析」韓国社会科学研究所
 キムヨンギ・パクゼギョ 2001 『IMF経済危機, 失職危険, そして生活の質』ナムム出版社
 ナムチュンホ・リソンホ 2001 『IMF体制の失業問題と職業訓練』ナムム出版社
 韓国労働経済学会 2001 『非正規雇用の実態と政策改善方向』
 全承洙・蔡昌均 2001 『金融危機と韓国経済』乙酉文化社
 国民年金発展委員会 2003 「2003年国民年金財政計算および制度改善方案」
 チェスクヒ 2000 「国民基礎生活保障制度のインセンティブ制度に対する研究」サンスン経済研究所
 チャンホングン 2001 「製造業生産職労働者を中心として」『非正規労働者の職業能力開発支援対』韓国職業能力開発院
 リュギルサン 他 2000 『雇用保険制度の評価と発展方向』, 韓国労働研究院
 リュギルサン 他 2002 『失業受給者の特性と再就業形態』韓国労働研究院
 ホゼジュン 2003 「雇用保険動向および見通し」韓国労働研究院ホームページ

<日本語>

- ヴィレム・アダマ 2002 「純社会支出」訳：勝又辛子・山田篤裕, 国立社会保障・人口問題研究所
 金明中 2003 「韓国における社会支出の動向と雇用に及ぼす波及効果に対する分析」国立社会保障人口問題研究所
 勝又辛子 2002 「社会保障支出の国際比較(上)(下) — OECDの新しい視点に学ぶ —」『週刊 社会保障』, Vol.56, No.2210, No.2211
 健康保険組合連合会 2003 平成14年医療保障総合政策評価・研究基金事業「韓国の医療保険改革についての研究報告書」

林雅彦・高津洋平 2003「フランスの失業保険制度と職業訓練政策」『海外労働時報』労働政策研究・研修機構 No.342

〈英語〉

Insoo Jeong. 2002. "Unemployment Schemes during the financial Crisis in Korea." *Labor in Korea*. Korea Labor Institute.

Namhoon Cho and Samsik Lee. 2000. "Low Fertility and Population Policy development in Republic of Korea." *Low Fertility and Policy Responses to Issues of Ageing and Welfare*. Korea Institute for Health and Social Affairs.

Kyunghee Chung. 2000. "Ageing and Social Welfare Policies in the Republic of Korea." *Low Fertility and*

Policy Responses to Issues of Ageing and Welfare.

Korea Institute for Health and Social Affairs.

OECD. 2001. *Social Expenditure Database 1980-1998*.

OECD. 2003. *Health Data*.

謝辞：本稿の執筆にあたって、飯野靖四先生、島田晴雄先生、清家篤先生、権丈善一先生、山田篤裕先生（以上慶應義塾大学）、城戸喜子先生（田園調布学園大学）、駒村康平先生（東洋大学）、勝又幸子氏（国立社会保障・人口問題研究所）、堀春彦氏（労働政策研究・研修機構）から貴重なご助言とご支援をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げます。なお内容に関するすべての責任は筆者にある。

（Myoung jung Kim 慶應義塾大学大学院経済学研究科後期博士課程、慶應義塾大学産業研究所特別研究員）